

請 書

この度、下記土地の使用許可を得たことにつきましては、別紙国有財産使用許可書の使用条件を厳守いたしますので、後日のため請書を提出いたします。

平成 年 月 日

九州大学総長

梶山千里 殿

相手方住所

会社名

代表者名

記

所 在

数 量

国有財産使用許可書

使用を許可された事業者

住所

氏名

許 可 者

九州大学総長 梶 山 千 里

平成 年 月 日付けをもつて申請に係る本学管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第3項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。なお、この許可について不服があるときは、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に文部科学大臣に対して審査請求をすることができる。

記

（使用許可土地）

第1条 使用を許可する土地は、次のとおりである。

所 在

数 量

使用部分 別図のとおり

（指定する用途）

第2条 使用を許可された事業者は、前記の土地を研究教育棟 設置敷の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、平成 年 月 日から平成16年 3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2か月前までに、書面をもつて総長に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、無償とする。

(土地保全義務)

第5条 使用を許可した土地は、国有財産法第18条第3項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された事業者は、善良な管理者の注意をもつて維持保存しなければならない。

(使用上の制限)

第6条 使用を許可された事業者は、使用を許可された期間中、使用を許可された土地を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された事業者は、使用を許可された土地を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取消又は変更)

第7条 総長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された事業者が許可条件に違背したとき。

(2) 国または本学において使用許可の取り消し又は変更を必要とするとき。

(損害賠償)

第8条 使用を許可された事業者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第9条 使用許可の取消しが行われた場合においては、使用を許可された事業者は、使用を許可された土地に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であつても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第10条 総長は、使用を許可した土地について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第11条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した土地の使用について疑義を生じたときは、すべて総長の決定するところによるものとする。

